

優良会員認定規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）の諸規程等に基づき物件取引を公平・公正に行う優良会員を認定することにより、依頼者の利益保護と不動産流通の健全な発展に寄与することを目的とする。

(優良会員の基準)

第2条 優良会員は、次の基準に該当する会員に対して行う。

- ①（公社）沖縄県宅地建物取引業協会（以下、協会という）の綱紀公取指導委員会及び（公社）全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部の苦情解決・研修業務所管委員会において指導歴がないこと。
- ②協会の法定研修会、地域研修会、実務研修会、その他研修会等に70%以上の出席率があること。
- ③媒介登録における登録義務違反がないこと。
- ④各種規程違反がないこと（囲い込み・抜き行為等）。
- ⑤協会関連団体の会費未納が無いこと。
- ⑥全宅連の不動産キャリアパーソンを受講し、合格していること。

(審査)

第3条 総務財務委員会において審査を行い、優良会員認定研修会終了後に認定し、認定証の授与を行う。

- 2 認定された優良会員は理事会で報告する。
- 3 優良会員は総会において公表する。
- 4 申込者は、総務財務委員会の審査までに協会関連団体の会費の未納がないこと及び全宅連の不動産キャリアパーソン認定証書の写し、指定された「誓約書」を提出しなければならない。

(優良会員の義務)

第4条 本流通機構が開催する優良会員認定研修会を受講しなければならない。

(ホームページ掲載)

第5条 優良会員は、一般公開サイト「ちゅらさん家」ホームページに掲載する。

(優良会員の資格喪失)

第6条 第2条の優良会員の基準に満たない会員、又は誓約書に違反行為した場合は資格を喪失する。

- 2 資格喪失した会員は、満2年を経過したのちに優良会員認定研修会を受講し、再度新たに認定される。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月12日開催の理事会より施行する。
- 2 この規程は、平成29年9月14日開催の理事会より一部修正し、施行する。
- 3 この規程は、平成31年3月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。

(一社) 沖縄県不動産流通機構
会長 多和田 勝 殿

誓約書

弊社は、この度優良会員に登録するにあたり、宅地建物取引業法、(公社)西日本不動産流通機構諸規程、(一社)沖縄県不動産流通機構諸規程、その他諸法令等を遵守し、公平、公正な適正取引を行うことを、誓約致します。

以下の基準を厳守することを、ここに誓約するとともに、万が一違反した場合は、優良会員登録を抹消され機構ホームページより削除されることに異議を申しません。

記

(優良会員基準)

- ① (公社) 沖縄県宅地建物取引業協会（以下、協会という）の綱紀公取指導委員会及び（公社）全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部の苦情解決・研修業務所管委員会において指導歴がないこと。
- ② 協会の法定研修会、地域研修会、実務研修会、その他研修会等に 70 %以上の出席率があること。
- ③ 媒介登録における登録義務違反がないこと。
- ④ 各種規程違反がないこと（囲い込み・抜き行為等）。
- ⑤ 協会関連団体の会費未納が無いこと。
- ⑥ 全宅連の不動産キャリアパーソンを受講し、合格していること。

年 月 日

免許番号 国土交通大臣・沖縄県知事免許 () 号
住所
商号
代表者氏名 印

優良会員認定規程細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）の優良会員認定規程（以下「規程」という。）に基づき必要な細則を定めることを目的とする。

(審査)

第2条 総務財務委員会は、優良会員の認定は以下の審査基準で行う。

- ①（公社）沖縄県宅地建物取引業協会（以下、協会という）の綱紀公取指導委員会及び（公社）全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部の苦情解決・研修業務所管委員会において指導歴がないことは、毎年9月1日を基準とした1年間とする。
- ②70%出席率の研修会は、法定研修会、実務研修会、地域研修会、賃貸不動産管理業務研修会、本流通機構が主催する研修会とする。また、会員が都合上欠席の場合は機構へ連絡の上、代理で実質的な役員、宅建取引士、政令使用人を受講させるものとする。但し、賃貸管理業をしていない会員へは研修会参加条件の内、賃貸管理業務研修会の参加は免除とする。
- ③媒介登録における義務違反がないこと。
- ④各種規程違反がないこと（囲い込み・抜き行為）。
- ⑤協会関連団体の会費は毎年6月30日までに納めなければならない。
- ⑥不動産キャリアパーソンは以下の基準のとおり。
 - ・原則代表者が受講し、合格しなければならない。会員以外の場合は、認定研修会を受講した宅建取引士、政令使用人、実質的な役員となる。

(優良会員認定研修会)

第3条 優良会員認定研修会は、原則代表者が受講する。会員の受講が難しい場合は、実質的な役員、宅建取引士、政令使用人（支店の場合）も可能とする。

(優良会員の義務)

第4条 本流通機構が開催する優良会員認定研修会を受講しなければならない。

(優良会員の資格喪失)

第5条 総務財務委員会は毎年1回、優良会員の基準を満たしているかの審査を行う。基準に満たない場合は注意、警告をしたうえなお改善が見られない場合、資格を喪失し認定を取消する。

2 資格喪失した会員は、満2年を経過したのちに優良会員認定研修会を受講し、再度新たに認定される。

(更新)

第6条 優良会員の3年ごとの更新は、総務財務委員会の審査に合格した場合に更新できる。

(認定番号)

第7条 認定された会員には認定番号を付与し、更新毎に頭書部分の番号を付加する。

(規程の改廃)

第8条 この規程細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この優良会員認定規程細則は、平成 29 年 9 月 14 日開催の理事会より施行する。
2. この規程は、平成 31 年 3 月 11 日開催の理事会より一部修正し、施行する。